

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 更新のご案内

厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、治療の観点からは急を要さない診断書の取得等の目的とした受診を回避するなどのため、次の対象者の方については、一部必要書類の提出をもって、有効期間の満了日を1年間延長することになりました。

【対象者】

現に参加者証の交付を受けている方で、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する参加者証をお持ちの方のみ

新しい参加者証の発行

更新の対象者に対しては、保険者照会を実施のうえ、有効期間を1年延長した参加者証を新たに発行いたします。（なお、保険者照会を実施した結果、本事業の対象外である所得区分であると判明した場合は更新した参加者証の発行はされません。）

更新申請の提出条件

本来更新申請を提出するには、参加者証の有効期間が満了する月の翌月にあたる更新月以前の12月以内に、保険医療機関において、高額療養費に達した肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が、既に3月以上あることが確定していることが必要となりますが、今回の更新に関しましては、この提出条件の適用はありません。

更新申請に必要な提出書類

更新の参加者証を発行するために、保険者照会を実施することになりますので、次の表のとおり、年齢区分に応じて必要書類の提出をお願いします。

<更新に必要な提出書類>

年齢区分	必要書類
70歳未満	<ul style="list-style-type: none">・お持ちの参加者証の写し・参加者本人の健康保険の被保険者証の写し・限度額適用認定証等の写し・保険者照会に係る同意書
70～75歳	<ul style="list-style-type: none">・お持ちの参加者証の写し・参加者本人の健康保険の被保険者証の写し・参加者本人の高齢受給者証の写し・保険者照会に係る同意書 (・限度額適用認定証等を持っている場合は、その写し)
75歳以上	<ul style="list-style-type: none">・お持ちの参加者証の写し・参加者本人の健康保険の被保険者証の写し・参加者証本人の後期高齢者医療保険者証の写し・保険者照会に係る同意書 (・限度額適用認定証等を持っている場合は、その写し)

※ 限度額適用認定証等とは、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を指しています。)

更新申請の提出期間

- 更新申請は、参加者証の有効期間が終了する月の前月の初日から、有効期間が終了する月の翌月の最終日までにご提出をお願いします。
- なお、保険者照会を実施後に参加者証を発行することになりますので、参加者証発行までに1か月程度時間を要することがあります。書類提出はお早めをお願いします。

参加者証の記載内容に変更がある場合は

- 現在お手持ちの参加者証記載の氏名、住所に変更がある場合は、更新に必要な書類と共に、同封の「登録事項証明書」に添付書類をつけてご提出ください。なお、今回の更新においては、保険者照会に必要な書類をご提出頂きますので、保険証の内容変更については、登録事項証明書の提出は不要です。

<添付書類>

住民票の写し(コピー不可)、運転免許証のコピー(表裏両面)などの新旧の氏名や住所のわかる公的な書類

<更新についての問合せ先・書類郵送先>

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
がん・肝炎対策グループ 肝疾患担当
電話番号：(045) 210-4795